



市報
かすか 2.15 63
健康と文化の
公 市 春 日
N 2916



春の全国

火災予防運動 (2/29~3/13)

2月29日から3月13日までは、春の火災予防運動期間です。

この時季は火災が発生しやすい気候ですので、火の取り扱いには注意してください。

なお次の期間サイレンを鳴らしますので、火災とお間違えのないようにお願いします。

サイレン吹鳴日時 3月7日(月)~3月13日(日)の毎日午前7時と午後8時 (毎日サイレンの音色が変わります) また、火災防ぎよ訓練のため3月13日(日)午前9時30分にもサイレンを鳴らします。

特集

2~5ページ

税金

(市民税・県民税)

が
軽
くなる!

興味津津

地方税法・市税条例の改正



主な内容

- 税率の緩和
- 控除額の引き上げ
- 配偶者特別控除の新設
- 土地税制の改正



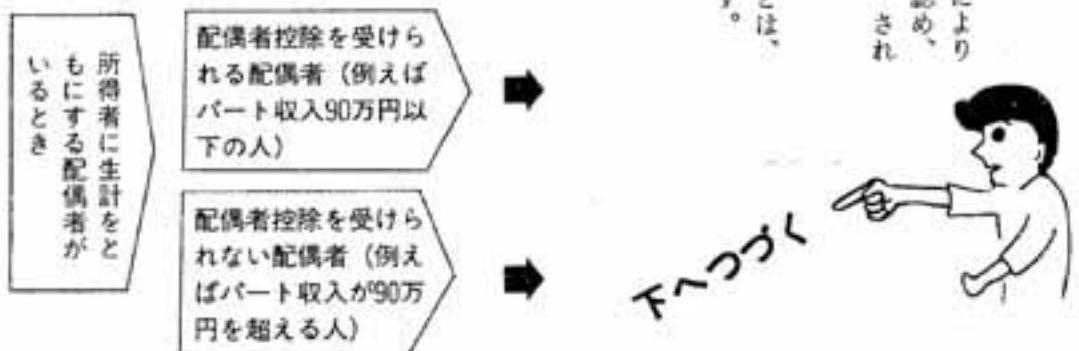
三、配偶者特別控除の新設

主婦のパートについては、改正前は妻のパート収入が、90万円を超えると夫に配偶者控除が認められないため税引手取額が減少し、妻がパートをやめてしまう事例が少なくありませんでした。

昭和63年度から配偶者特別控除が新設されたことにより、事業主婦の内助の功を認め、「妻の座が一段アップ」されることになりました。給与収入をさしていきます。



配偶者控除のほかに
配偶者特別控除も
受けられるんです。



- この控除は夫婦どちらか一方の側でしか受けられない。
- 「給与所得等」とは、自らの働きに基づく給与所得、事業所得、退職所得、雑所得をいいます。
- 対象となる配偶者が他の所得者の扶養親族となつてないこと。
- 事業専従者として青色専従者給与の支給を受けたり、事業専従者控除の対象となつてないこと。
- 所得者の年間所得が80万円以下であること。
- 配偶者のパート収入が5万円以上あるときは配偶者特別控除額が「0」となります。



